



潤いある景観の形成

● 施策の方向 ●

① 水と緑のネットワークの形成を図ります

- ・良好な自然環境を形成する森林、農地の緑、東海自然歩道、三滝川や朝明川等の水辺空間を骨格的な環境資源として保全し、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・集中豪雨により寸断されている東海自然歩道の原状回復を県に働きかけます。

② 公園、緑地の整備と管理体制の充実を図ります

- ・災害時の避難場所としての活用や地区の憩いの場としての利用など多様な機能を発揮させるため、地区の特性に配慮した公園、緑地の整備を促進します。
- ・持続的に公園の維持、管理が行えるよう公園の管理体制について検討するとともに、地域住民の参加と協力を促進します。

③ 地域の特性を活かした景観の整備を図ります

- ・県との連携のもと景観に配慮した建物や、広告物などの指導に努め、当町の特徴でもある、田んぼ、森林などを中心とする調和のとれた自然環境に配慮した良好な景観整備の維持に努めます。

● 主な取り組み ●

緑の基本計画策定事業 (①)

都市における緑地の適正な保全を図るため、四日市市、菰野町、朝日町、川越町の行政区域を対象区域とする四日市広域緑の基本計画の策定を行います。

地区公園整備事業 (②)

地域における身近な公園、緑地の充実を図るため、区が所有する空き地等を公園として整備する費用の助成を行います。

その他関連する主な事業等

- ・耕作放棄地再生活動支援事業 (③)



安心とやすらぎを感じられる環境づくり

● 施策の方向 ●

① 人と環境にやさしい居住環境づくりをします

- ・快適に安心して住み続けられるよう住宅に関する相談体制の充実に努め、高齢者や障がい者に配慮した住宅の普及により、住生活の安定と社会福祉の増進を図ります。
- ・町営住宅については、予防保全的修繕を行うことを基本方針とし、居住性と安全性の維持を図り、長期的に活用していきます。あわせて、居住支援法人等との情報共有と連携により民間ストックも含めた形で、住宅に困窮する低所得者等の住宅確保要配慮者の住戸確保に努めます。
- ・空き家等の現状把握を行い、情報提供に努めるとともに、適正な管理や利活用等を促進し、周辺的生活環境の保全を図ります。

② ユニバーサルデザインのまちづくりをします

- ・住民が安心安全かつ自由に利用できるよう公共建築物や公園などの公共施設、及び配慮が必要とされる道路等にユニバーサルデザインを取り入れるよう努めます。
- ・公共施設以外の一般企業、商業観光施設等においても、広くユニバーサルデザインの意識づくりを推進します。

③ やすらぎのある斎場の運営を行います

- ・やすらぎある斎場の運営に向けて、老朽化した設備の改修更新等を実施し、安全で安定的な管理、運営を行います。

● 主な取り組み ●

空家等対策事業 (①)

菰野町空家等対策計画に基づき空家等の現状把握を行い、情報提供を行うことにより空家等の利活用や適正管理等を促進するため、相談窓口設置、相談会開催などの事業を実施します。また、菰野町空家等対策協議会において特定空家等への対応などを協議します。

町営住宅長寿命化改善事業 (①)

菰野町公営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した大羽根団地 (S46、S52 築) の2棟については用途廃止し、解体を行い、今後は福村団地 (24 戸) と大羽根団地 (10 戸) を最終管理戸数として維持管理していきます。

斎場施設長寿命化事業 (③)

菰野町斎場の老朽化した施設設備の更新計画を策定し、施設設備の改修、更新等を実施し、利用者の利便性及び安全性の向上、火葬業務等の適正な実施を図ります。

その他関連する主な事業等

- ・菰野西保育園園舎増改築事業 (②)
- ・主要生活道路整備事業 (②)
- ・生活道路整備・改良事業 (②)
- ・ホームページ翻訳機能運用 (②)



みんなで取り組む自然環境の保全と 快適な生活環境の確保

● 施策の方向 ●

① 環境教育、環境学習の充実を図ります

- ・環境問題に主体的に取り組むことのできる人材を育成し、環境に配慮した行動の実践を促すため、家庭や地域、学校など様々な場において、身近な自然とのふれあいや環境教育、環境学習を行います。

② 参加と協働により環境美化の促進を図ります

- ・生活空間が清潔に保たれるよう住民、地域、企業、行政の協働により、まちの美化を図るとともに、空地の雑草刈り取りの指導、勧告の実施など環境美化意識や生活マナーなどの向上を促進します。

③ 自然環境の保全に努めます

- ・豊かな自然環境の適切な保全と希少な動植物の適切な保護や野生動植物の生息・生育環境など生物多様性の保全、創出に向けて、自然環境に対する住民や事業者の意識高揚を図ります。また、有害な外来生物について、適正な対処方法も含めた情報提供を行います。

④ 公害の予防と監視、指導の強化を図ります

- ・公害の発生を未然に防止するため、大気、水質、騒音における監視・測定体制の充実に努めます。また、公害の予防と監視・指導体制の強化に向けて、県等の関係機関と連携し、発生源への立ち入りや指導を行います。
- ・環境負荷を低減する観点からも、当町へ進出する事業所と公害防止協定の締結を推進し、生活環境の保全や向上に対する取り組みを促進します。

⑤ 不法投棄の防止に努めます

- ・地域の良好な生活環境を保持するため、地域との連携により、空き地や森林、河川等への不法投棄に対する監視体制の強化を進めるとともに、土地の管理者等に対し不法投棄の抑制対策を推進します。

● 主な取り組み ●

野良猫繁殖防止事業 (2)

生活環境に影響を与える野良猫に対し TNR 活動を実施し、野良猫の繁殖を防止し生活環境の保全を行うとともに、猫の適正飼養の啓発を実施します。

その他関連する主な事業等

- ・清掃センター各小学校社会見学受入事業 (1)
- ・空地等雑草刈取事業 (2)
- ・海岸漂流物等地域対策推進事業 (2)
- ・菰野町クリーン大作戦の実施 (2)
- ・特定外来生物等処理対策(委託)事業(3)
- ・悪臭、騒音、野焼き等の通報時の指導の実施(4)
- ・工業排水や河川水等の水質検査の実施(4)
- ・不法投棄警告看板の配布 (5)





持続的な循環型社会の実現

● 施策の方向 ●

① 資源、エネルギーの有効利用を図ります

・低炭素社会と持続的な資源循環型社会の実現に向けて、当町が実施する事務事業から排出される温室効果ガスの排出削減の取り組みを推進します。住民や事業者に対しては、自然エネルギーの活用や省エネルギー化活動などそれぞれの立場での地球温暖化防止に向けた取り組みを促進します。

② 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の促進を図ります

・循環型社会の構築を目指すため、当町では、現在、資源物として17品目で回収を行っておりますが、廃棄物の状況についての調査分析のもとで3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を更に推進し、中でも「ごみを出さない」ことに重点を置きながら住民、事業者、行政が役割を認識して意識を高め、中長期的な視点に立って積極的な資源物の回収や可燃ごみの減量化を図ります。なお、資源化設備を適切に整備、更新しつつ回収された資源物の円滑な資源化に努めます。

③ 廃棄物の適正処理に努めます

・廃棄物の処理については、処理施設周辺の自然環境や生活環境に影響を及ぼさないよう適切な施設の維持管理や処理能力の維持が必要となることから、継続的に施設設備の改修等を実施するとともに、今後のごみ処理体制のあり方に対する検討を引き続き行います。

● 主な取り組み ●

公共施設再生可能エネルギー等導入事業(①)

公共施設から排出される温室効果ガスの削減に向けて、特に電力使用量の多い公共施設においてLED照明等の省エネルギー機器への更新や再生可能エネルギーの導入等、低炭素社会の実現に向けた施設整備を行います。

不燃物処理場プラスチック減容機更新事業(②)

プラスチック製容器包装品を分別回収後、減容機において搬送できる状態に処理し、資源化するための不燃物処理場プラスチック減容機を老朽化により更新します。

中継槽内部防水修繕事業(③)

平成22年度に稼働した本施設の貯留槽について、内部防水層の劣化が確認されたため修繕を実施し、施設の延命化を図ります。

清掃センター施設長寿命化事業(③)

設備や機器の点検整備、修繕を計画的に実施し、清掃センターの長寿命化を図ります。

廃棄物・資源物収集運搬車両等整備事業(③)

安定的な廃棄物収集及び資源物回収を行うとともに、環境への負荷を低減するため、車両等の更新を行います。



排水対策の推進

● 施策の方向 ●

① 汚水処理施設の充実を図ります

- ・汚水処理の適正化に向けて、整備区域や整備手法を見定めながら公共下水道等の計画的な整備を推進するとともに、公共下水道等の計画区域外の地域については、公共用水域¹⁰の水質保全のため、浄化槽の整備、普及を促進します。
- ・整備済みの公共下水道等の施設及びし尿浄化槽汚泥処理関連施設等については、定期的な点検と適切な維持管理に努めるとともに、個別処理である浄化槽等による適切な維持管理の啓発に努めます。

② 下水道事業の普及推進と健全な経営に努めます

- ・公共下水道等の健全な経営を目指し、供用開始区域内の家庭や事業所への啓発活動に努め、下水道接続を促進するとともに、地方公営企業法の適用に基づく公営企業会計方式による経営の透明性と健全性の確保に努めます。

● 主な取り組み ●

浄化槽設置整備助成事業（①）

下水道事業計画区域外において新築される住宅等への浄化槽設置に対し助成を行います。

流域関連公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業）（①②）

汚水処理区域の幹線管渠布設延伸、舗装復旧、水道管移転補償などを行います。

その他関連する主な事業等

- ・中継槽内部防水修繕事業（①）





安全な水の安定供給

● 施策の方向 ●

① 安定供給に向けた体制づくりを進めます

- ・安全で安心できる水を住民や事業者に対して提供するため、水源地の適正管理の徹底に努めるとともに、水道水の利用拡大を図ります。
- ・水道水を安定供給できるよう、県営水道からの受水分も含め水道施設の適正管理に努めます。
- ・漏水や災害による断水など緊急時の対応マニュアル等を随時見直します。
- ・水道事業の不測の事態への備えとして、内部留保資金について引き続き給水収益の一定分を確保します。

② 水道施設の更新、整備を進めます

- ・安定的な給水を確保するため、水道料金の適正化を図りながら、大規模地震や風水害など不測の事態による断水被害が起こらないよう、老朽化が進む水道施設の更新や耐震化を関係機関と調整し順次進めます。
- ・非常時における水道水の確保に向けて、水道施設の更新や耐震化等により基盤強化を図ります。

● 主な取り組み ●

水道ビジョン推進事業 (ライフライン機能強化事業) (②①③)

水道施設の耐震化や更新を行うことで安定した水道水の供給を行います。

③ 運営の効率化を図ります

- ・健全な経営を持続できるよう、今後も有収率の向上や水道施設等の有効利用に努めます。
- ・老朽化が進む管路等の更新については、今後できるだけ下水道管布設等に合わせて実施します。
- ・業務の効率化や経費削減に向けて、安全性等の確保を前提とした第三者委託や一部事務の民間委託などを検討します。



自然と調和した土地利用の推進

● 施策の方向 ●

① 秩序ある土地利用を推進します

- ・菟野インターチェンジの開設に伴い、その周辺及びアクセス道路沿線における秩序ある土地利用が図れるよう、周辺の土地利用方針に基づき、面的整備¹に向けた取り組みを推進します。あわせて、既成市街地における秩序ある居住環境を維持するために低未利用地の活用促進に努めます。
- ・コンパクトに人や都市機能が集約された市街地の形成に向けて、市街化区域やその他の区域が公共交通ネットワークによって結びつき、人や資源が効率的かつ効果的に連携したコンパクト+ネットワークの形成を図ります。
- ・都市計画区域外の土地利用については、商業系・工業系の市街化動向がみられることから、今後も人口や市街化動向を注視しつつ、三重県等と連携し、適正な土地利用への規制、誘導等により、引き続き適切な方策について検討します。

② 緑豊かな田園環境を保全します

- ・山麓の豊かな自然・田園環境、優良農地を守り、自然と調和し生物多様性に配慮した土地利用の誘導に努めます。農地の保全については、農業の担い手への農地の集積等を通じ、農業振興地域の農用地の保全や荒廃農地の発生防止を図ります。山林の保全については、森林の適正管理等の推進に努めます。

③ 地域におけるまちづくりの促進を図ります

- ・地域の特性に応じたまちづくりを行うため、住民のまちづくりに対する意識の高揚を図り、まちづくりを身近に感じて積極的に参加できる環境づくりに努めます。

● 主な取り組み ●

土地区画整理事業支援事業 (①③)

土地区画整理組合に助成を行うことで、菟野インターチェンジ周辺の計画的な土地利用を推進し、良好な宅地を面的整備することで、地域活性化を図ります。

開発指導業務 (①)

許可権者である三重県への照会等を行い、都市計画や用途地域に応じた開発行為及び建築行為についての相談業務を行います。

その他関連する主な事業等

- ・緑の基本計画策定事業 (①)
- ・都市計画基礎調査 (①)
- ・開発許可制度事務 (①)
- ・多面的機能支払交付金事業 (②)
- ・耕作放棄地再生活動支援事業 (②)





道路網の整備、充実

● 施策の方向 ●

① 道路環境の維持、向上を図ります

- ・道路については、路面性状調査など道路ストック総点検の結果を踏まえるなど、効率的かつ効果的な維持管理を行い、橋りょうについては、橋梁長寿命化修繕計画を踏まえ、道路法施行規則に基づく5年に1回の点検を実施し、致命的な損害が顕在化する前に予防的な補修を実施する予防保全型の手法により長寿命化を図ります。
- ・災害時における緊急輸送路や避難路などとして指定された路線については、その重要性から優先して維持、管理を行い、災害に強い道路となるよう整備に努めます。
- ・観光地としての景観及び動線に配慮した上で、沿道の緑化、美化などの道路整備に努めます。

② 地域幹線道路の整備を進めます

- ・町内の主要区間や当町と周辺市町を連絡する地域幹線道路については、安全性、利便性の向上を図られるよう、道路整備を推進します。

③ 生活幹線道路、生活道路の整備を進めます

- ・菰野インターチェンジと周辺を結ぶアクセス道路や各拠点をつなぐ道路の整備に努めます。
- ・安全で快適に利用できる道路環境の維持、向上に向けて、道路交通環境の変化に合わせながら、各道路の役割に応じて車道や歩行空間の確保、ユニバーサルデザイン化などに努めます。

④ 高規格道路の整備を促進します

- ・中部圏、近畿圏と当町との広域的な連携を強化するため、新名神高速道路及び菰野インターチェンジへのアクセス道路の全線開通を働きかけます。

● 主な取り組み ●

橋りょう長寿命化修繕事業 (①)

近接目視を基本とする点検などを実施し、その点検結果に基づき町内橋りょうの長寿命化及び耐震化のための修繕工事を行います。

主要生活道路整備事業 (③)

生活幹線道路など、主要な生活道路の幅員狭小区間の解消や歩行空間の確保などの道路改良工事を行います。

生活道路整備・改良事業 (③)

生活道路の改良事業、道路の局所的な拡幅改良、舗装新設などを行います。

その他関連する主な事業等

- ・路肩除草作業の実施 (①)
- ・路面清掃の実施 (①)
- ・街路樹剪定作業の実施 (①)



公共交通ネットワークの充実

● 施策の方向 ●

① 公共交通の利便性向上を図ります

- ・コミュニティバス、のりあいタクシーについては、利用しやすく、利用者の意見を踏まえた運行内容を目指し、運行の見直し及び事業者や利用者などとの協議を重ね、新たな地域公共交通網の構築を図ります。
- ・その他の公共交通については、利便性の向上を目指し、事業者に対し利用者の観点から改善等を積極的に働きかけていきます。

② 公共交通の環境整備を進めます

- ・交通結節点となる菰野駅前前の利便性を更に高めるため、引き続き総合的な環境整備を進めます。
- ・その他の駅やコミュニティバス結節点の利用環境を向上させるため、関係機関や地元住民と調整の上、景観に配慮した環境づくりを図るとともに、駅やコミュニティバス結節点周辺の整備を促進します。さらに、老朽化したコミュニティバス車両の更新に合わせ、車内の段差をなくし、車内の移動を容易にするとともに、携帯電話などの充電に使えるUSBコンセント、無料Wi-Fiを備えた車両を導入します。

③ 公共交通の利用促進を図ります

- ・人と環境にやさしいまちを目指して、公共交通機関の意義を再認識し、利用が促進されるよう、住民への意識啓発を図ります。また、公共交通の更なる利用促進のために、MaaS (Mobility as a service) ¹²の導入など、移動するための新たなサービスの提供についても推進していきます。

● 主な取り組み ●

コミュニティバス、のりあいタクシー運行事業(①②③)

コミュニティバスとのりあいタクシーについて、エリア拡大など、運行形態を見直し、地域公共交通の確保を図ります。また、老朽化したコミュニティバス車両の更新を順次行います。

地域公共交通確保維持改善事業 (①)

町内地域公共交通サービス全体の検索・予約・決済システム (MaaS システム) 構築、運用を行います。また、観光用電動自転車予約システムの構築等 MaaS システム機能改善など、国、県等の補助事業の採択を目指し、利便性向上を図ります。

菰野町地域公共交通会議 (①②③)

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、利用者の利便性の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議します。

